

雇用保険法施行規則附則第一条の四の厚生労働大臣が定める日（案）について
（概要）

厚生労働省職業安定局雇用保険課

1. 制定の趣旨

- 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 23 条第 2 項に規定する特定受給資格者（倒産、解雇等により再就職の準備をする余裕なく離職した者）については、通常の受給資格者に比べ基本手当の給付日数が拡充されている。
- 雇用保険法施行規則（昭和 50 年労働省令第 3 号）附則第 1 条の 4 においては、本人又は同居の親族が新型コロナウイルス感染症に感染した場合に重症化するおそれのある疾患を有すること等の理由により離職した場合に、特定受給資格者として取り扱う暫定措置（以下「暫定措置」という。）を設けており、暫定措置の対象は、受給資格に係る離職の日が令和 2 年 5 月 1 日から厚生労働大臣が定める日までの間である者と規定している。
- 今般、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について」（令和 5 年 1 月 27 日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、令和 5 年 5 月 8 日より、新型コロナウイルス感染症を、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5 類感染症に位置づけることとされたことを踏まえ、暫定措置の終期を定めるため、本告示を制定する。

2. 告示案の概要

- 暫定措置の対象となる最後の離職の日を、令和 5 年 5 月 7 日とする。

3. 根拠条項

- 雇用保険法施行規則附則第 1 条の 4

4. 告示日

- 告 示 日：令和 5 年 5 月上旬（予定）